

# 第1回 川西市特別職報酬等審議会

(平成26年5月12日)

資料3

1	川西市特別職報酬等審議会の状況	頁
	(1)川西市特別職報酬等審議会	1
	(2)川西市特別職報酬等の改定状況	2
2	特別職報酬等の状況	
	(1)近隣市の状況	3
	(2)県内29市「市長・副市長給料一覧」	4
	(3)特別職の年収調べ	5
3	一般職の給与改定等の状況	
	(1)一般職の給与改定状況	6
	(2)県内29市「ラスパイレス指数の状況」及び川西市の推移	7
4	議員報酬等の状況	
	(1)県内29市「議員報酬等一覧」	8
	(2)平成25年度議会開催状況	9
	(3)政務活動費の状況	10
5	その他	
	(1)答申書 特別職の報酬等の額の改定について(平成4年5月22日)	11

## 川西市特別職報酬等審議会

○議会の議員の議員報酬並びに市長及び副市長の額については、以下の通知に基づき、川西市特別職報酬等審議会を開催し、諮問しています。

### 特別職の報酬等について(昭和39年5月28日自治給第208号 自治事務次官通知)(抄)

最近における地方公共団体の議会の議員の報酬に関する条例の改正をめぐる世論の動向にかんがみ、地方公共団体の特別職の職員の報酬等の額の決定について第三者機関の意見を聞くことによりその一層の公正を期する必要があると認められるので、下記要領によりすみやかに措置されたく、命によって通知する。

なお、管下各市(特別区を含む。)については、都道府県の例にならい措置を講ずるよう、また町村については必要に応じ同様の措置を講ずるよう指導されたい。

#### 記

- 1 地方自治法第138条の4第3項の規定による都道府県知事の附属機関として、別紙条例準則を参考として特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)を設置するものとする。
- 2 都道府県知事は、都道府県議会議員の報酬の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬の額について、審議会の意見を聞かなければならないものとする。  
なお、知事、副知事及び出納長の給料の額についても同様の手続により措置することが適当であること。
- 3 審議会の委員は、都道府県の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちか任命するものとする。この場合、当該都道府県の議会の議員、長及び常勤の職員を任命することは避けること。

別紙条例準則(略)

## 川西市特別職報酬等の改定状況

	昭和61年度			昭和63年度			平成4年度		
	月額	改定率	適用年月日	月額	改定率	適用年月日	月額	改定率	適用年月日
市長	820,000 円	8.6 %	S61.12.1	890,000 円	8.5 %	S63.12.1	1,040,000 円	16.9 %	H4.4.1
副市長(助役)	665,000 円	8.1 %	S61.12.1	722,000 円	8.6 %	S63.12.1	843,000 円	16.8 %	H4.4.1
収入役	580,000 円	7.4 %	S61.12.1	630,000 円	8.6 %	S63.12.1	736,000 円	16.8 %	H4.4.1
議長	585,000 円	8.3 %	S61.12.1	635,000 円	8.5 %	S63.12.1	742,000 円	16.9 %	H4.4.1
副議長	525,000 円	8.2 %	S61.12.1	570,000 円	8.6 %	S63.12.1	666,000 円	16.8 %	H4.4.1
議員	475,000 円	8.0 %	S61.12.1	516,000 円	8.6 %	S63.12.1	603,000 円	16.9 %	H4.4.1
考え方	一般職の給与改定、普通昇給により8.2%の上昇をみることとなったため、収入役と一部一般職の職員の給与との間に逆転現象が生じた。その是正をもとに改定。			一般職の給与改定、普通昇給により9.2%の上昇をみることとなったため、収入役と一部一般職の職員の給与との間に逆転現象が生じた。その是正をもとに改定。			一般職の給与改定、普通昇給により18.5%の上昇をみることとなったため、収入役と一部一般職の職員の給与との間に逆転現象が生じた。その是正をもとに改定。		

※ 収入役は、改正地方自治法の施行に伴い平成19年3月31日限りで廃止され、同年4月1日の改正法施行後は会計管理者(一般職)が置かれています

近隣市の特別職報酬等の状況

(平成26年3月1日現在)

市	区分	人口 (H25.3.31)	給料		適用年月日	議員報酬			適用年月日	備考
			市長	副市長		議長	副議長	議員		
阪神	川西市	160,815	条例金額 1,040,000	843,000	H4.4.1	742,000	666,000	603,000	H4.4.1	市長20%、副市長15%、H19.4～H26.12まで減額
			削減後 832,000	716,550	H19.4.1	-	-	-	-	
	尼崎市	467,673	1,177,000	942,000	H20.4.1	797,000	717,000	640,000	H20.4.1	市長10%、副市長10%、H25.4～H28.3まで減額
			1,059,300	847,800	H25.4.1	-	-	-	-	
	西宮市	480,672	1,206,000	974,000	H21.8.1	827,000	748,000	687,000	H21.8.1	市長10%、副市長7%、H25.4～H26.3まで減額
			1,085,400	905,820	H25.4.1	-	-	-	-	
	芦屋市	96,498	836,000	724,000	H19.4.1	698,000	618,000	560,000	H19.6.11	減額無し
伊丹市	201,238	1,063,000	879,000	H19.4.1	739,000	663,000	599,000	H19.4.1	市長15%、副市長11%、H25.10～H26.9まで減額	
		903,550	782,310	H25.10.1	-	-	-	-		
宝塚市	233,967	988,000	804,000	H24.4.1	719,000	646,000	593,000	H24.4.1	市長10%、副市長7%、H24.4～H27.3まで減額 議員5% H24.4～当分の間	
		889,000	748,000	H24.4.1	683,000	613,000	563,000	H24.4.1		
三田市	114,782	945,000	756,000	H24.10.1	623,000	538,000	490,000	H16.4.1	本則で減額	
北摂	豊中市	397,334	1,035,000	895,000	H24.4.1	730,000	690,000	635,000	H24.4.1	市長10%、副市長10%、H25.10～H26.3まで減額
			931,500	805,500	H25.10.1	-	-	-	-	
	池田市	102,978	980,000	850,000		700,000	640,000	600,000		市長15%、副市長10%、H25.10～H26.3まで減額 議員10%、H25.4～H27.3
			833,000	765,000	H25.10.1	630,000	576,000	540,000	H25.4.1	
	吹田市	356,768	1,050,000	920,000	H6.4.1	740,000	700,000	650,000	H6.4.1	市長30%、H23.9～H27.5(40%、H25.10～H26.3) 副市長8%、H23.11～H27.5(18%、H25.10～H26.3) 議員10% H24.6～H27.5
			630,000	754,400	備考参照	666,000	630,000	585,000	H24.6.1	
	高槻市	356,329	1,065,000	935,000	H6.10.1	750,000	710,000	660,000	H6.10.1	市長10%、副市長10%、H23.8～H27.4まで減額
			958,500	841,500	H23.8.1	-	-	-	-	
	茨木市	276,662	1,057,000	923,000	H23.4.1	758,000	708,000	664,000	H23.4.1	市長30%、副市長20%、H24.6～H28.3まで減額 議員5% H25.7～H26.3まで減額
			740,000	739,000	H24.6.1	720,100	672,600	630,800	H25.7.1	
箕面市	133,044	940,000	818,000	H18.7.1	720,000	660,000	610,000	H11.4.1	市長15%、副市長8% 議員6%	
		799,000	752,500	H24.11.1	676,800	620,400	573,400	H25.1.1		
摂津市	84,107	900,000	770,000	H12.4.1	620,000	570,000	535,000	H6.9.1	一律3.8% H25.11～H26.3まで減額	
		865,800	740,740	H25.11	596,440	548,340	514,670	H25.11		

※人口は、住民基本台帳人口

県内29市「市長・副市長給料一覧(本則)」

No.	団体名	市長	順位	副市長	順位	市長給料 に対する 割合	人口(H25.3.31)	順位
1	神戸市	1,410,000円	1	1,110,000円	1	79%	1,555,160人	1
2	姫路市	1,180,000円	3	960,000円	3	81%	543,866人	2
3	尼崎市	1,177,000円	4	942,000円	5	80%	467,673人	4
4	明石市	1,084,000円	6	895,000円	6	83%	296,512人	5
5	西宮市	1,206,000円	2	974,000円	2	81%	480,672人	3
6	洲本市	960,000円	14	770,000円	15	80%	47,487人	20
7	芦屋市	836,000円	27	724,000円	21	87%	96,498人	11
8	伊丹市	1,063,000円	7	879,000円	7	83%	201,238人	8
9	相生市	912,000円	20	756,000円	16	83%	31,052人	28
10	豊岡市	885,000円	21	695,000円	23	79%	87,036人	13
11	加古川市	1,130,000円	5	950,000円	4	84%	271,637人	6
12	赤穂市	934,000円	18	775,000円	14	83%	50,512人	18
13	西脇市	921,000円	19	750,000円	19	81%	43,253人	24
14	宝塚市	988,000円	10	804,000円	11	81%	233,967人	7
15	三木市	980,000円	11	830,000円	10	85%	80,999人	14
16	高砂市	1,012,000円	9	832,000円	9	82%	94,638人	12
17	川西市	1,040,000円	8	843,000円	8	81%	160,815人	9
18	小野市	980,000円	11	794,000円	13	81%	50,231人	19
19	三田市	945,000円	15	756,000円	16	80%	114,782人	10
20	加西市	940,000円	16	752,000円	18	80%	46,734人	22
21	篠山市	837,000円	26	666,000円	27	80%	44,059人	23
22	養父市	783,000円	29	630,000円	29	80%	26,238人	29
23	丹波市	836,000円	27	665,000円	28	80%	68,749人	16
24	南あわじ市	850,000円	25	680,000円	26	80%	50,609人	17
25	朝来市	865,000円	23	684,000円	25	79%	33,076人	27
26	淡路市	860,000円	24	690,000円	24	80%	47,229人	21
27	宍粟市	880,000円	22	712,000円	22	81%	41,795人	25
28	加東市	940,000円	16	750,000円	19	80%	39,922人	26
29	たつの市	965,000円	13	800,000円	12	83%	80,194人	15

## 特別職の年収調

(単位:円)

	減額前年間支給額				減額後年間支給額			
	給料・報酬	期末手当	地域手当(6%)	計	給料・報酬	期末手当	地域手当(6%)	計
市長	12,480,000	5,225,376	748,800	18,454,176	9,984,000	1,947,584	599,040	12,530,624
副市長	10,116,000	4,235,569	606,960	14,958,529	8,598,600	3,000,194	515,916	12,114,710
議長	8,904,000	3,517,080	-	12,421,080	-	-	-	-
副議長	7,992,000	3,156,840	-	11,148,840	-	-	-	-
議員	7,236,000	2,858,220	-	10,094,220	-	-	-	-

	6月期末手当 (月分)	12月期末手当 (月分)	役職加算 (%)	減額措置
市長	1.9	2.05	20%	H19.4.1～当分の間 役職加算凍結
副市長	1.9	2.05	20%	
議長	1.9	2.05	20%	
副議長	1.9	2.05	20%	
議員	1.9	2.05	20%	

一般職給与改定状況(平成4年度人勤前を、100,000円とした場合)

年度	人勤増減率	H4起点増減率	H4起点金額
平成4年度	3.01	1.0301	103,010円
平成5年度	1.91	1.0498	104,977円
平成6年度	1.18	1.0622	106,216円
平成7年度	0.89	1.0716	107,162円
平成8年度	0.94	1.0817	108,169円
平成9年度	1.02	1.0927	109,272円
平成10年度	0.75	1.1009	110,092円
平成11年度	0.28	1.1040	110,400円
平成12年度	0.12	1.1053	110,532円
平成13年度	0.08	1.1062	110,621円
平成14年度	△ 2.03	1.0838	108,375円
平成15年度	△ 1.07	1.0722	107,216円
平成16年度	0.00	1.0722	107,216円
平成17年度	△ 0.36	1.0683	106,830円
平成18年度	0.00	1.0683	106,830円
平成19年度 (給与改定)	△ 4.80	1.0170	101,702円
平成19年度	0.13	1.0183	101,834円
平成20年度	0.00	1.0183	101,834円
平成21年度	△ 0.20	1.0163	101,630円
平成22年度	△ 0.35	1.0127	101,275円
平成23年度	△ 0.23	1.0104	101,042円
平成24年度	0.00	1.0104	101,042円
平成25年度	0.00	1.0104	101,042円
平成4年度比			98.09%

### 県内29市ラスパイルス指数の状況及び川西市の推移

No	団体名	平成25年度	順位	平成25年度 (参考値)	順位
1	神戸市	110.3	5	101.9	5
2	姫路市	110.0	8	101.6	8
3	尼崎市	106.3	17	98.2	17
4	明石市	110.2	6	101.8	6
5	西宮市	111.5	3	103.0	3
6	洲本市	107.8	12	99.6	12
7	芦屋市	114.0	1	105.3	1
8	伊丹市	112.3	2	103.8	2
9	相生市	106.8	14	98.7	14
10	豊岡市	102.9	26	95.1	26
11	加古川市	109.2	10	100.9	10
12	赤穂市	106.0	19	97.9	19
13	西脇市	106.1	18	98.0	18
14	宝塚市	110.0	8	101.6	8
15	三木市	100.9	29	93.2	29
16	高砂市	106.5	15	98.4	15
17	川西市	110.2	6	101.8	6
18	小野市	109.2	10	100.8	11
19	三田市	111.0	4	102.6	4
20	加西市	107.0	13	98.8	13
21	篠山市	101.4	28	93.7	28
22	養父市	102.2	27	94.4	27
23	丹波市	103.7	25	95.8	25
24	南あわじ市	105.2	23	97.2	23
25	朝来市	104.3	24	96.3	24
26	淡路市	105.4	21	97.4	21
27	宍粟市	105.3	22	97.3	22
28	加東市	106.0	19	97.9	19
29	たつの市	106.4	16	98.3	16

年度	ラスパイルス 指数	参考値
平成4年度	106.4	—
平成5年度	106.6	—
平成6年度	106.3	—
平成7年度	105.9	—
平成8年度	105.7	—
平成9年度	105.2	—
平成10年度	104.8	—
平成11年度	104.6	—
平成12年度	104.2	—
平成13年度	103.7	—
平成14年度	103.2	—
平成15年度	100.7	—
平成16年度	98.9	—
平成17年度	98.9	—
平成18年度	99.9	—
平成19年度	102.6	—
平成20年度	100.0	—
平成21年度	100.5	—
平成22年度	102.2	—
平成23年度	102.4	—
平成24年度	110.5	102.1
平成25年度	110.2	101.8

※1 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

※2 上記平成25年度数値は、平成25年4月1日時点のため、平成25年7月1日からの給料独自削減は反映していません。



県内29市「議員報酬等一覧(本則)」

No.	団体名	議長	議員報酬 順位	議員報酬 に対する 割合	副議長	議員報酬 順位	議員報酬 に対する 割合	議員	順位	議員定数	順位
1	神戸市	1,140,000円	1	123%	1,040,000円	1	112%	930,000円	1	69人	1
2	姫路市	823,000円	3	120%	747,000円	3	109%	685,000円	3	47人	2
3	尼崎市	797,000円	4	125%	717,000円	4	112%	640,000円	4	42人	3
4	明石市	732,000円	7	122%	667,000円	5	111%	602,000円	6	31人	5
5	西宮市	827,000円	2	120%	748,000円	2	109%	687,000円	2	42人	3
6	洲本市	505,000円	17	129%	422,000円	18	108%	390,000円	18	18人	18
7	芦屋市	698,000円	10	125%	618,000円	10	110%	560,000円	10	22人	12
8	伊丹市	739,000円	6	123%	663,000円	7	111%	599,000円	7	28人	7
9	相生市	503,000円	18	128%	431,000円	17	110%	392,000円	16	16人	26
10	豊岡市	455,000円	22	126%	376,000円	25	104%	360,000円	21	26人	8
11	加古川市	700,000円	9	121%	630,000円	9	109%	580,000円	9	31人	5
12	赤穂市	508,000円	16	130%	434,000円	16	111%	392,000円	16	18人	18
13	西脇市	465,000円	21	126%	408,000円	19	110%	370,000円	19	18人	18
14	宝塚市	※ 719,000円	8	121%	646,000円	8	109%	593,000円	8	26人	8
15	三木市	※ 554,000円	13	131%	478,000円	13	113%	423,000円	13	18人	18
16	高砂市	629,000円	11	120%	575,000円	11	110%	522,000円	11	22人	12
17	川西市	742,000円	5	123%	666,000円	6	110%	603,000円	5	26人	8
18	小野市	528,000円	14	129%	449,000円	14	110%	409,000円	14	16人	26
19	三田市	623,000円	12	127%	538,000円	12	110%	490,000円	12	22人	12
20	加西市	475,000円	19	129%	400,000円	20	108%	369,000円	20	15人	29
21	篠山市	475,000円	19	136%	385,000円	21	110%	350,000円	22	18人	18
22	養父市	430,000円	29	139%	340,000円	29	110%	310,000円	29	16人	26
23	丹波市	445,000円	27	135%	365,000円	27	111%	330,000円	27	20人	15
24	南あわじ市	450,000円	23	130%	378,000円	23	109%	346,500円	24	20人	15
25	朝来市	428,000円	29	136%	352,000円	28	112%	314,000円	28	20人	15
26	淡路市	450,000円	23	130%	378,000円	23	109%	346,500円	24	18人	18
27	宍粟市	448,000円	26	129%	370,000円	26	107%	346,000円	26	18人	18
28	加東市	450,000円	23	129%	380,000円	22	109%	350,000円	22	18人	18
29	たつの市	524,000円	15	130%	448,000円	15	111%	404,000円	15	24人	11

※は独自削減をしている団体・・・宝塚市5%削減、三木市10%削減

## 平成25年度議会開催状況

	開催回数 (回)	会期日数 (日)	会議日数 (日)	審議案件数			
				市長提出	議員提出	請願	陳情
定例会	4	114	22	97	2	9	0
臨時会	2	3	3	8	3	0	0
計	6	117	25	105	5	9	0

	設置数	開催日数 (日)
常任委員会	3	15
議会運営委員会	1	34
特別委員会	8	25
協議会	1	9
計	13	83

## 政務活動費の状況

### 【一人当たり政務活動費の状況】

改定年月日	月額	年額	支給方法
H13.4.1	60,000円	720,000円	会派の所属議員の数に月額6万円を乗じて得た額を、四半期ごとに会派に対して交付

※政務活動費は、地方自治法の規定に基づき、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、会派又は議員に対し政務活動費を交付できることとなっており、本市においては、会派に交付しています。

### 【政務活動費使途基準】

項目	内容
調査研究費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	会派が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	会派が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費
広聴費	会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	会派が要請、陳情活動を行うために必要な経費
会議費	会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費

答 申 書

特別職の報酬等の額の改定について

平成4年5月22日

川西市特別職報酬等審議会

平成4年5月22日

川西市長 柴 生 進 殿

川西市特別職報酬等審議会

会 長 岸 井 貞 男

特別職の報酬等の額の改定について (答申)

平成4年4月23日付をもって諮問された標記の件に関し、当審議会は公平不偏の立場を維持しつつ、各種の資料にもとづき、あらゆる角度から慎重に審議を重ねた結果、次の結論に達したのでここに答申する。

1 改定すべき額について

区 分	改 定 額 (円)
市 長	1,040,000
助 役	843,000
収 入 役	736,000
議 長	742,000
副 議 長	666,000
議 員	603,000

2 改定の実施時期について

特別職の報酬等の額の改定は、平成4年4月1日から実施するのが適当である。

### 3 説 明

#### (1) 基本的な考え

今日、我が国経済は長期の好況を続けてきたが、いわゆるバブル経済の崩壊などにより、経済活動や景気は緩やかな後退傾向にある。

また、社会状況は国際情勢の変動等から先行きは不鮮明であり、加えて急速な高齢化社会の到来、高度情報化社会の進展、個人の価値観の多様化、あるいは国際的公約ともなっている労働時間の短縮等の問題が山積しており、豊かさを実感できる国民生活実現のため、新たな条件整備が緊急の課題となっている。

このような情勢の中、住民に最も身近な民主主義の実践の場である地方公共団体は、地方自治の理念達成に向かって、住民と行政との相互信頼を基本に、限られた財源の中での確な政策運営を行うことが強く求められている。

川西市においても、一昨年の事件の反省に立ち、新生川西として市民のニーズに応えるため、都市基盤の一層の充実を図り、豊かで潤いある地域社会の創造に向けて、懸命に取り組みられているところであり、このなかで最高責任者として諸施策を推進、執行していく市長以下特別職の職に課せられた責務は、特に重いものがある。

そこで、特別職の報酬等の額については、その職責の重み、他都市の状況、一般職の給与の動向、市民感情の動向等総合的に考慮したものでなければならぬ。このような基本的な立場に立脚し、次の諸点に関する幾多の資料を調査、研究し、慎重に審議を重ね、改定額等を決定した。

- ア 近隣都市における特別職報酬等との比較検討
- イ 一般職の給与実態と特別職報酬等との関連
- ウ 国の特別職職員等の俸給月額の改定状況
- エ 川西市の財政事情と人件費総額との関連
- オ 諸生活指数及び住民意識の分析

#### (2) 改定額の算出について

地方自治法第203条及び第204条で、地方公共団体の議会の議長、副議長及び議員の給与を「報酬」と規定し、市長、助役及び収入役の給与を「給料」と規定しているように、両者は、現行制度及び職務の性質を考慮すれば異質のものであり、給与としての性格も異なるので、それぞれの視点から検討を加えた。

今回の報酬等の額の改定を検討するにあたり、近隣他都市がその間二度にわたる改定を行っており、この較差を是正するために各委員から引上率について17%を挟んで多様な意見があり、また、一度に回復をはかることに対する市民感情を考慮せざるを得なかったが、最終的には全員一致の意見として答申の引上率、額が妥当であるとの結論となった。

ア 市長以下三役の給料について

市長以下三役については、その職が選挙又は議会の同意を得て選任される任期のあるものであり、かつ、その職務が常勤であることを考えると、その給料の額については、その職責、一般職の職員の給与との一定の均衡、国及び他都市の状況等総合的に考慮のうえ決定されるべきものである。

現在の市長以下三役の給料については、昭和63年12月1日に改定が行われたが、その後一般職の職員の給与にあつては、給与改定、普通昇給により、18.5%の上昇をみることとなつたため、収入役と一部一般職の職員の給与との間に逆転現象が生じる状況となっている。

したがって、まず収入役の給料額について、一般職の職員の給与の推移状況を基礎として適正妥当な額を定め、さらに、それぞれの職責の度合等相互関連を勘案して、助役、市長について適正な額を決定した。

イ 市議会議員の報酬について

非常勤の特別職である市議会議員の報酬は、本来、常勤の特別職である市長以下三役の給料とは、その性格を異にするものである。

しかしながら、今日のような時代の転換期にあつては、当市の市議会議員の職務は、複雑かつ多岐にわたたり、活動分野もますます拡大するなかで、常時の活動が不可欠のものとなつている。

以上の観点に立ち、議員の報酬の額について、行政における最高議決機関である市議会議員の重責、近隣他都市との均衡、一般職の職員の給与の推移状況及び市民感情等総合的に検討し、適正な額を決定した。

さらに、議長、副議長の報酬額については、議会を代表する職としてその役割の重要性等考慮し、適正な額を決定した。

(3) 議員の費用弁償について

議員の報酬は、常勤の特別職と異なり、議員が行う個々の具体的職務に対する反対給付ではなく、議員が行うことが予定されている抽象的職務に対する反対給付であり、報酬のなかに費用弁償は含まれないと解されている。

費用弁償は、議員が個々の具体的職務を行うために要する費用につき弁償するものであり、弁償するかどうかは議会の裁量に委ねられている。そしてこの点に関する制約は、それを支出するには条例に根拠をおかなければならないということであり、法律上の会議に出席した費用を条例に基づき弁償することは違法ではない。

次に、川西市議会議員の費用弁償の実態については、昭和52年4月1日から支給され現在に至っており、議員活動のうち、本会議、常任委員会として特別委員会という議員の法律上の職務の執行に限定して費用弁償されてきており、議員協議会や常任委員協議会など任意の議員活動に対しては支給されていない。また、当然のことではあるが、会議に出席した議員にのみ支給されているところであり、その他の費用の支弁は一切なされていない。

一方、議員の費用弁償については、報酬との重複支給にあたるため是正されるべきであるという意見や、近隣都市における議員の費用弁償の実態を見ても支給額はもとより、支給対象となる会議等についても差異があるなど、費用弁償に対する統一的な考え方が必ずしも確立されているとは言えない状況もある。また、議員の費用弁償の内容についても明確にされていない面も見受けられる。

当審議会においては、これらの状況を踏まえ、廃止または支給対象範囲の縮



少等多様な意見が出されたところである。

まず、重複支給の点であるが、これは先に述べたように、報酬は議員の役務そのものに対する対価であり、これには費用弁償は含まれていないというのが確立した解釈であり、最高裁判所も認めるところである。また、近隣都市における議員の費用弁償の実態について差異があることは事実であるが、法律上の解釈はすでに確立されている。

問題は議員の費用弁償の内容の明確化であるが、費用の弁償は、本来的には現実に要した費用（車賃、食事代等）すなわち実費を対象としてこれを弁償すべき性質のものということが出来る。

しかし、費用弁償の方法として、費用を要した都度その実費を計算してこれを支給することは、実費を対象としてこれを弁償するという費用弁償の本来の建前には忠実であるものの、手続きの煩わしさ、その経費の増大といった短所を考え合わせると、あらかじめ一定事由または場合を定め、それに該当するときに一定額を費用として弁償することも不合理ということではできない。また、各個別の場合に実際に費消した費用がその額よりも多くとも少なくとも、その個別の事情は考慮しないこととする方式が、個々の議員に支給されるべき実費相当額の平均値以下であれば、市の負担額は実費総額を超えることがないの

で、それが一率定額支給であっても適正であると考えられる。こうした解釈に基づいて、定額方式による費用弁償の導入をはかられたという経緯もある。

以上のように、議員の費用弁償については、慎重に審議した結果、最終的にはこの制度の存続について全員の合意をみるに至った。

今後ともこれらの審議の状況を十分に踏まえ、適切に運用されるよう期待するものである。

## 結 び

審議の過程において、今回の改定によって市民サービスのより一層の向上をはかるよう十分配慮して欲しいとの意見や効率のよい行財政運営を望むとの意見が強く出された。

各位におかれましてはその意を十分汲みとり、各自の職務の重大さを再認識し、行政課題の克服と市民福祉の増進に努め、活力ある豊かな地域社会づくりに向かって、ますます邁進されることを切望する。

三役給料答申額

区 分	現行額 (円)	答 申		
		改定額 (円)	引上額 (円)	引上率 (%)
市 長	890,000	1,040,000	150,000	16.9
助 役	722,000	843,000	121,000	16.8
収 入 役	630,000	736,000	106,000	16.8

議員報酬答申額

区 分	現行額 (円)	答 申		
		改定額 (円)	引上額 (円)	引上率 (%)
議 長	635,000	742,000	107,000	16.9
副 議 長	570,000	666,000	96,000	16.8
議 員	516,000	603,000	87,000	16.9